

## 次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
<p>地方公共団体との連携、民間事業者との協働</p>	<p><b>【地方公共団体との連携・支援】</b></p> <p>① 統計調査の環境改善に向けて、平成30年度・令和元年度（2018・2019年度）に広報啓発や関係団体等への働きかけの強化、新たな若手調査員の確保など統計調査の環境改善対策を中心に、試行的な調査手法の見直し、高度化等の取組を行う都道府県を対象に支援を行い、その結果や関係府省、地方公共団体の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた統計調査の環境改善のメニューや支援策を策定し、これを活用することによる統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を本格的に実施する。</p> <p>② 総務省は関係府省と連携して、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等を踏まえつつ、都道府県別表章の充実にに向けた上乘せ調査などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める。</p> <p>③ 内閣府が行う物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けた研究の進捗状況を踏まえ、地方公共団体の統計分析等への活用可能性について検討を行う。</p> <p>④ 地方公共団体におけるニーズを踏まえつつ、人事交流時の研修プログラムや人事交流の手法・留意点等、国における受入ポストや人事交流の仲介機能の整備など、人事交流の促進に有効と考えられる方策を整備する。その上で、これらの方策を活用し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進めるとともに、その成功・支障事例等を関係府省・地方公共団体間で共有し、取組の改善を図る。</p> <p>⑤ 国・地方公共団体の統計部門間において、優れた分析事例や推計技術等を情報共有する方策について、検討し、速やかに情報共有を行う。</p> <p>⑥ 地方公共団体への人的支援等を行う観点から、地域における大学等の専門家の活用等に関する先進事例の情報提供や専門家リストの作成・提供など、大学等と地方公共団体との連携を強化する。</p> <p>⑦ 一定の統計業務経験を積み、統計に関する高度な能力を有する地方公共団体の職員に対して、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」の資格を付与する。</p> <p><b>【統計調査員の確保・育成・支援】</b></p> <p>⑧ 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員の確保に資すると考えられる、学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた取組等を行っている地方公共団体の事例を検証し、優れた取組の情報共有を図る。</p> <p>⑨ 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員に対するアンケートの実施等により、統計調査員の実務状況の研究・分析を行い、その結果を踏まえ、登録調査員研修等において、報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する研修内容の充実に資することにより、優れた統計調査員のノウハウの共有等を推進し、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させるとともに、統計調査員に対する国民の信頼を確保する。</p> <p>⑩ 調査員調査におけるオンライン回答率の向上は、検査事務の軽減など調査員事務の負担軽減にも資することから、関係府省や地方公共団体と連携して、統計調査員のオンライン調査に関する報告者への説明能力等を向上させるため、統計調査員を対象とした研修内容の充実に資する。</p>

	<p>⑪ 関係府省の協力を得て、統計調査員の支援に資するICTやコールセンター等を活用した取組状況を把握し、府省間で情報共有を図るなど、統計調査員に対する支援の強化に努める。</p> <p>⑫ 時々の技術動向を踏まえつつ、情報収集方法の高度化に関する研究に引き続き取り組む中で、無作為抽出により行った調査員調査の結果とモニター調査など別の手法により行った調査の結果との統合推計などの研究を推進し、統計調査員業務の重点化に活用する。</p> <p><b>【民間事業者との協働】</b></p> <p>⑬ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、委託業務仕様書の見直しや、プロセス管理の徹底を図るとともに、事後的な検証を含めた情報共有を通じ、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取り組む。</p> <p>⑭ 統計調査の民間委託について、総務省は関係府省の協力を得て、複数年契約の推進等について検討するとともに、民間委託における優良事例等を取りまとめ、情報共有する。</p>
<p><b>これまでの統計委員会の意見</b></p>	<p><b>【第17回企画部会（令和3年8月27日）】</b></p> <p>・これまで地方公共団体との会合や研修等を通じて地方公共団体との連携・支援を進めていることは評価できるものとする。今後の統計の在り方を考える上で、地方公共団体との連携の促進や、地方公共団体における統計人材の分析能力の高度化が非常に重要になるものとする。引き続き、地方公共団体の要望を把握しながら、連携と支援を図っていただくよう、よろしくお願ひしたい。</p> <p><b>【第181回統計委員会（令和4年8月10日）】</b></p> <p>・「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」における「IV 今後の取組」（資料1－2参照）の「6 地方公共団体や民間事業者との目的意識の共有と十分な意思疎通の確保」部分</p>
<p><b>各種研究会等での指摘</b></p>	<p>—</p>
<p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>	<p><b>【地方公共団体との連携・支援】</b></p> <p>① 試行的に調査手法の見直し、高度化等の取組（調査環境の悪化への対応や統計調査員の高齢化に伴う新たな調査員確保など）を行う都道府県に対して統計専任職員の試行的加配による支援を実施（平成30・令和元年度（2018・2019年度）の各年度5県で実施）し、その取組の効果などの検証を実施した。</p> <p>② 都道府県別表章や地域統計の充実に向けた上乗せ調査の実施などの取組について、都道府県からの要請に基づき国から専門家を派遣し技術的な支援（地方統計機構支援事業 人口流出入の要因に係る分析支援、都道府県景気動向指数作成支援、県民経済計算四半期速報の評価・検証）などを実施した。また、他の都道府県及び政令指定都市に対して技術的支援結果の情報提供を実施した。</p> <p>③ 内閣府において、企業の生産活動と連動性があると考えられるトラックカーナビデータ（通行台数データ）等を用いて、複数の機械学習により、生産活動月の鉱工業生産指数の週次予測を実施するディスカッションペーパーを令和3年（2021年）6月に公表した。</p> <p>④ 都道府県に対しては、ブロック別統計主管課長会議において、人事交流の取組の周知、各府省に対しても、統計主管課長級等から構成される統計企画会議等の場で、地方統計機構との人事交流の推進を促した。</p> <p>国の統計機構においては、地方公共団体からのニーズを聴取し、受入ポストの選定や研修プログラムの作成を行った上で、統計の利用・分析等の専門知識を有する国の職員を派遣している。</p> <p>令和3年度（2021年度）には、地方公共団体の職員3名を国の統計機構で受け入れ、国の統計機構の職員2名を地方公共団体に派遣した。（別</p>

添参照)

- ⑤ 地方統計機構支援事業において、平成 30 年度（2018 年度）から、地方統計部門への専門家の派遣や技術面の支援（島根県に対し、県民経済計算四半期速報の見直しに伴い作成した推計モデルについて統計的な検証を支援、等）を実施するとともに、他の都道府県に対して技術的支援結果の情報提供を行った。
- また、和歌山県にある総務省の統計データ利活用センターにおいて、平成 30 年度（2018 年度）から、地方公共団体における統計データを活用した課題解決の支援等を行っているほか、統計局において「地方公共団体における統計（データ）利活用表彰」を実施し、応募のあった取組を基に「統計データ利活用事例集」を作成し様々な方法で地方公共団体に周知・共有を行っている。
- ⑥ ブロック別統計主管課長会議において、地方と大学の連携における先進事例の情報提供を行った。
- ⑦ 統計に関する高度な知見・能力を有する者について、まずは国の職員に対する認定要件等の検討を行い、令和 2 年度（2020 年度）に「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方（令和 3 年（2021 年）2 月 12 日統計行政推進会議申合せ）」及び「統計データアナリスト等の認定基準（令和 3 年（2021 年）2 月 18 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）」を策定した。令和 3 年度（2021 年度）には、統計データアナリスト等認定実施規程（令和 3 年（2021 年）6 月 29 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を策定し、国の職員に対して資格付与を開始した。

#### 【統計調査員の確保・育成・支援】

- ⑧ 学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた地方公共団体における先行的な取組について、これまで、資料収集やヒアリング等を通じて得た情報により検証し、その内容を地方公共団体に配布するとともに、ブロック別統計主管課長会議において取組を促した。
- ⑨ 報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する内容を盛り込んだ研修資料を作成、都道府県へ提供し、各地の都道府県別登録調査員研修において登録調査員の能力向上を図った。また、登録調査員中央研修においては、研修参加前に事前にアンケートを実施し、これまでの実査経験で得たノウハウを研修参加者同士で共有を図った。調査員同士の意見交換、また、調査経験が豊富な調査員による講話などを通じて、ノウハウ共有の拡大を図り、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させることに努めた。
- ⑩ 都道府県別登録調査員研修において、オンライン調査デモ版の操作研修の中に、タブレット端末を用いた電子調査票の入力実習を追加することで、オンライン調査に関する調査員の説明能力の向上を図った。また、タブレット基礎的操作資料やオンライン調査のメリット等、調査客体への調査協力を得る際に留意する点等を含めた資料等を提供することで、オンライン調査に対する理解増進に努めた。
- ⑪ 平成 30 年度（2018 年度）は、関係府省で実施されている ICT やコールセンター等を活用した調査員の支援に資する取組及びその効果、課題等の把握方法について検討を行った。
- ⑫ 無作為抽出により行った調査員調査の結果とモニター調査など別の手法により行った調査の結果との統合推計を行った全国家計構造調査の集計に関して、第 159 回統計委員会において、調査実施者から報告がなされた。

#### 【民間事業者との協働】

- ⑬ 令和 3 年度（2021 年度）に国の行政機関が実施した基幹統計調査及び一般統計調査における統計事務の外部委託状況は、218 統計調査中 168 統計調査（全体の 77.1%）において、何らかの事務について民間委託を実施している。（別添参照）
- ⑭ 平成 30 年（2018 年）7～8 月に、民間事業者に委託した統計調査業務の履行状況・範囲・規模などの情報を関係各府省から収集し、整理し

	<p>た上で各府省間で情報共有した。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>i) 各府省は、一部の業務プロセスを地方公共団体や民間事業者に委託している統計調査の実施に当たっては、その準備段階から、地方公共団体や民間事業者との目的意識の共有を図り、意図疎通を十分に行う。また、実施状況報告において改善提案を求めるとともに、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証(自己点検)の機会に改善提案を求めるなど、地方公共団体や民間事業者からの意見聴取を行う。【総務省、各府省；令和5年度(2023年度)以降も引き続き実施する。】</p> <p>ii) 総務省は、各府省が行った意見聴取の実施状況を把握し、その結果に基づき、地方公共団体や民間事業者の意見を踏まえた統計作成プロセスの改善の好事例の横展開を図るとともに、統計作成ガイドブックに把握した手法や事例を掲載し、点検・評価ガイドライン、統計作成プロセス診断の要求事項の内容について、必要な改定を行う。【総務省；令和5年度(2023年度)以降も引き続き実施する。】</p> <p>iii) i)の意見聴取の内容を踏まえ、統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を検討する。【総務省；令和5年度(2023年度)から実施する。】</p> <p>iv) 総務省は関係府省と連携して、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等を踏まえつつ、国の統計作成の知見を前提とした地域別統計の作成などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める。併せて、地方公共団体に対する必要な技術的支援の一環として、国・地方公共団体の統計部局における優れた分析事例や推計技術等について、情報共有する方策を検討し、速やかに情報共有を行う。【総務省；令和5年度(2023年度)から実施する。】</p> <p>v) これまで実施してきた国と地方との人事交流の状況を踏まえつつ、引き続き、その成功・支障事例等を関係府省・地方公共団体間で共有し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進める。【総務省；令和5年度(2023年度)から実施する。】</p> <p>vi) 一定の統計業務経験を積み、統計に関する高度な能力を有する都道府県の職員に対して、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」の資格を付与することについて、地方公共団体の職員については、国の職員に対して資格付与をする場合の条件や認定内容と異なることに十分に配慮しつつ、認定事務の実施体制の確保を前提に、同資格付与について検討する。【総務省；令和5年度(2023年度)から実施する】</p> <p>vii) 関係府省の協力を得て、統計調査員の支援に資するデジタル技術やコールセンター等を活用した取組状況を把握し、府省間で情報共有を図るなど、統計調査員に対する支援の強化に努める。【総務省；令和5年度(2023年度)から実施する】</p>
<p>備考(留意点等)</p>	

## 第1回第4WG資料2

「令和3年度（2021年度）統計法施行状況報告（暫定版）」資料編から抜粋

## 資料7 統計関連業務の民間委託の状況

## 1 統計事務の民間委託の状況

令和3年度（2021年度）に国の行政機関が実施した基幹統計調査及び一般統計調査における統計事務の外部委託状況は表1のとおりであり、218統計調査中168統計調査（全体の77.1%）において、何らかの事務について民間委託を実施している。また、契約方法等の詳細を含む民間委託状況は、表2のとおりである。

表1 令和3年度（2021年度）の府省別統計事務の委託状況

府省等名	統計調査数	委託状況			
		国のみで 実施	委託あり		
			地方公共団体	民間	独法等
内閣官房	1	0	0	1	0
人事院	2	0	0	0	2
内閣府	11(1)	1	1	9(1)	0
総務省	14(2)	0	4	11(2)	10(1)
財務省	7(1)	3	0	4(1)	0
文部科学省	16(2)	4(1)	5	9(1)	0
厚生労働省	58(2)	4(1)	19	51(1)	5
農林水産省	42(1)	18	4	22(1)	0
経済産業省	22(3)	0	0	22(3)	1(1)
国土交通省	45	7	5	38	4
環境省	6	0	1	6	0
合計	218(6)	36(1)	39	168(5)	21(1)

- (注) 1 令和3年度（2021年度）に実施された基幹統計調査及び一般統計調査を対象としている。  
 2 ( ) 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、統計調査数等の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。  
 3 1つの統計調査であっても、調査票により委託状況が異なる場合は、該当する欄にそれぞれ計上しているため、統計調査数と委託状況の各欄の合計は一致しない。

表2 令和3年度（2021年度）の府省別民間委託状況

府省等名	民間委託 を行っている統計 調査数	調達方式			入札事業者の資格・認証等の設定状況					国庫債務 負担行為 の利用	委託工程			
		総合評価 落札方式	最低価格 落札方式	随意契約	プライバシ ーマーク、 JIS Q 15001	ISO9001、 JIS Q 9001	ISO20252、 JIS Y 20252	ISMS (ISO/ IEC27001、 JIS Q 27001)	その 他		企画	準備 段階 ・実査	入力	審査 ・集計
内閣官房	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	9(1)	4	5(1)	1	8(1)	5	3	7(1)	2	2	0	8(1)	9(1)	7
総務省	11(2)	10(2)	1	1	10(2)	9(2)	4(1)	9(1)	2	5(1)	2	11(2)	10(2)	8(2)
財務省	4(1)	1	3(1)	0	4(1)	1	0	4(1)	0	1	0	4(1)	4(1)	0
文部科学省	9(1)	3(1)	3	4	4(1)	2(1)	0	5(1)	2	0	0	7(1)	5(1)	8(1)
厚生労働省	51(1)	14(1)	30	20	47(1)	14(1)	2	43(1)	5	8	3	42(1)	49(1)	34(1)
農林水産省	22(1)	9(1)	13	1	14(1)	6(1)	5	14(1)	13(1)	6	0	18(1)	21(1)	22(1)
経済産業省	22(3)	14(3)	5	5	20(3)	13(3)	11(2)	18(3)	7(2)	10(1)	0	22(3)	22(3)	21(3)
国土交通省	38	6	28	7	23	6	1	18	13	3	7	31	30	25
環境省	6	4	2	2	4	1	0	1	2	1	1	5	5	6
合計	168(5)	62(4)	89(1)	41	130(5)	54(4)	25(1)	115(4)	44(1)	35(1)	14	144(5)	151(5)	128(4)

(注) 1 令和3年度（2021年度）に実施された基幹統計調査及び一般統計調査を対象としている。

2 ( ) 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

3 1つの統計調査であっても、調査票により委託状況が異なる場合は、該当する欄にそれぞれ計上しているため、統計調査数と委託状況の各欄の合計は一致しない。

4 「入札事業者の資格・認証等の設定状況」欄の「その他」には、上表に記載した以外の「ISO27017」、「ISO50001」、「ISO14001」、「えるぼし」等の民間事業者において定着している資格・認証等が含まれる。

**③統計部門における府省間の人事交流**  
 (「方針」第Ⅱ部2(2)①・5  
 ①関連)

	自府省統計部門への受入	他府省統計部門への派遣
内閣府	13名 (厚生労働省より1名、総務省より8名、農林水産省より1名、財務省より2名、文部科学省より1名)	2名 (総務省へ1名、国土交通省へ1名)
総務省	14名 (内閣府より1名、財務省より2名、厚生労働省より5名、農林水産省より4名、文部科学省より1名、国土交通省より1名)	14名 (内閣府へ8名、財務省へ1名、厚生労働省へ1名、農林水産省へ3名、文部科学省へ1名)
財務省	1名 (総務省より1名)	4名 (総務省へ2名、内閣府へ2名)
文部科学省	1名 (総務省より1名)	2名 (総務省へ1名、内閣府へ1名)
厚生労働省	1名 (総務省より1名)	6名 (内閣府へ1名、総務省へ5名)
農林水産省	3名 (総務省より3名)	6名 (総務省へ4名、内閣府へ1名、国土交通省へ1名)
国土交通省	2名 (内閣府より1名、農林水産省より1名)	1名 (総務省へ1名)

**④人材の派遣・受入や共同研究等を通じた学界との交流**  
 (「方針」第Ⅱ部2(2)②関連)

	大学等の研究機関への人材派遣	大学等の研究機関から 自府省統計部門への人材受入	大学等の研究機関 との共同研究等
内閣府	-	-	3件
総務省	2名(大学等の高等教育機関へ2名)	-	13件
農林水産省	1名(大学等の高等教育機関へ1名)	-	-

※各府省の統計業務に資することを目的として行われているもの。  
 ※「共同研究」とは、共著論文の執筆や学界での共同発表等。

**⑤国際機関や海外の統計機関への人材の派遣・交流**  
 (「方針」第Ⅱ部2(2)②関連)

- 国際機関や海外の統計機関への人材派遣  
 延べ4名(国際機関へ4名、その他の海外の統計機関へ0名)
- 国際機関や海外の統計機関との交流  
 統計に関する国際会議の主催：0件、統計に関する国際会議への参加会議数：42件、参加延べ95名

⑥政府統計部門における外部  
人材の受入実績  
（「方針」第Ⅱ部 1（1）④・3  
①・②関連）

		内閣府	総務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省
常勤	任期付職員法に基づく任期付職員	4	10	1	1	-
	任期付研究員法に基づく任期付研究員	4	-	-	-	-
	官民交流法に基づく採用職員（任期付）	-	-	-	-	1
	臨時的任用職員など（任期付）	-	-	-	-	-
	行政実務研修員	-	-	-	-	-
非常勤	専門職非常勤職員	2	3	-	-	-
	客員研究員等（非常勤）	7	-	-	-	-
	客員教授	7	29	-	-	-
	その他の非常勤職員	-	1	1	-	1
合計		24	43	2	1	2

※令和4年（2022年）3月末時点。

⑦国・地方間の人事交流  
（「方針」第Ⅱ部 4①関連）

	自府省統計部門への受入	地方公共団体統計部門への派遣
内閣府	1名 （北海道より1名）	-
総務省	2名 （千葉県・長崎県より各1名）	2名 （千葉県・長崎県へ各1名）